

<記入例>

議長会要望事項調査票

提出会派（者）【 】

<p>【要望区分】（該当する要望区分にチェックし、要望先を記入してください。）</p> <p>■特別区議会議長会が独自に行う国への要望（財務大臣あて）</p> <p>□特別区議会議長会が独自に行う東京都への要望</p> <p>□全国市議会議長会を通じて行う要望</p>
<p>【件 名】</p> <p>地方税財源の充実強化を求める要望</p>
<p>【要望内容】</p> <p>「地方創生の推進」と「税源偏在是正」の名のもと、法人住民税の一部国税化や地方消費税の清算基準の見直し、ふるさと納税等の不合理な税制改正が行われ、特別区の貴重な税源は一方向的に奪われている。</p> <p>地方税を国税化して再配分する手法は、応益負担という地方税の根本原則を歪めるものである。本来、地方財源の不足や地域間の税収等の格差については、国の責任において、必要な財源を保障することが重要である。</p> <p>特別区は、首都直下地震への備えや高齢者対策、子育て支援策、公共施設の老朽化対策など、大都市特有の膨大な行政需要を抱えている。また、ウクライナ情勢やコロナ禍による原油価格・物価高騰等の影響も重なり、膨大な財政需要が生じている。</p> <p>地方自治体が責任を持って充実した住民サービスを提供していくためには、需要に見合う財源の確保が不可欠であり、限られた地方税財源の中での配分調整では根本的な解決を図ることはできない。</p> <p>よって、以下の事項について要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域間の税収格差の是正は、法人住民税の一部国税化ではなく、国の責任において、自ら行うこと。 2 地方消費税の清算基準は、「税収を最終消費地に帰属させる」という清算基準の本来の趣旨に沿った基準を用いること。 3 ふるさと納税は、制度本来の趣旨に沿った運用を徹底すること。

「不合理な税制改正」に反対する意見書(案)

国が「地方創生の推進」、「税源偏在是正」の名のもとに断行してきた、地方法人課税の一部国税化や地方消費税の清算基準の見直し、ふるさと納税制度等の「不合理な税制改正」により、特別区は深刻な影響を受けている。

令和7年12月19日に取りまとめられた令和8年度与党税制改正大綱では、特別区の貴重な税源をさらに吸い上げる動きが見受けられる内容となっている。これらの財源を、地方税の本旨である「受益と負担」の関係を無視し、一方的に収奪することは、行政サービスの提供に支障を生じかねないものであり、決して看過できるものではない。

東京都及び特別区で合算されている、東京の地方交付税における財源超過額をもって、財源余剰があるとの見方が存在しているが、地方交付税上の財政需要は大幅に抑制されていることから、実態を表したのではなく、財源余剰があるという見方は妥当ではない。特別区は、次々に改築時期を迎える公共施設の老朽化対策や、超高齢化への対応、首都直下地震等の自然災害への備え等、首都圏特有の膨大な財政需要を抱えている。加えて、物価高騰対策や子育て支援等、各種施策を実施するにあたり、都市部の物価に見合った財源を投入し、敷地や施設も高額なコストで確保する必要がある。ゆえに、それらの課題に対応するための財源の確保が急務となっている。

地方全体における財源不足は、本来、国の責任において、地方全体の財源充実をもって解消するべきであるが、地方間の税源偏在という問題にすり替えられ、東京都・特別区を狙い撃ちにした不合理な税制改正により、地方間で財源を奪い合う構図に歪められている。

よって、本区議会は、国会および政府に対し、下記内容について強く要望する。

記

地域間の税収格差の是正にあたっては、税源の奪い合いにより自治体間に不要な対立を生むのではなく、自治体間の積極的な交流や協働によって共存共栄を図ることが必要である。よって、品川区議会は、区民サービスを堅持するため、これらの「不合理な税制改正」に対して断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

品川区議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣 あて